

運営規程

(事業目的)

- 第一条 仁愛ケアサービスが開設する平成9年法律123号第41号第1項に規程する指定福祉用具貸与事業所（以下「事業所」）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員その他の従業者（以下「専門相談員等」）が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な福祉用具（法第七条第十七項により厚生大臣が定める福祉用具を言う）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第二条 事業所の専門相談員は、利用者の心身状況、及びその置かれている環境を踏まえて本人の希望に沿えるよう適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るよう支援する。事業の連携に当たっては、関係各市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

- 第三条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- 一 名称 株式会社 仁愛ケアサービス福祉用具貸与事業所
 - 二 所在地 福井市乾徳4丁目5番5号

(職員の職種、員数、及び職務内容)

- 第四条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。
- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従業員管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定福祉用具貸与事業の提供に当たるものとする。
 - 二 専門相談員等 2名以上
専門相談員は、利用者の心身状況、及びその置かれている環境を踏まえて本人の希望に沿えるよう適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るよう支援する。事業の連携に当たっては、関係各市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(営業日及び営業時間)

- 第五条 指定福祉用具貸与事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。
- 一 月曜日から金曜日までとする。ただし、年末年始（12月31日から1月3日）及び国民の休日は除く。

二 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

(指定福祉用具貸与の提供方法)

第六条 指定福祉用具貸与の提供方法は、次のとおりとする。

- 一 指定福祉用具の貸与の提供に当たっては、利用者の心身の状況等を踏まえ、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門知識に基づき相談に応じるとともに、文書を示しその機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、貸与に係る同意を得るものとする。
- 二 指定福祉用具の貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。
- 三 指定福祉用具の貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状態に応じて福祉用具の調整を行い、使用方法、留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて、使用方法の指導を行う。
- 四 指定福祉用具の貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、その使用状況を確認し、必要な場合は使用方法の指導、修理等を行う。

(消毒方法)

第七条

株式会社 日本ケアサプライとの委託契約に基づく消毒方法とする。
株式会社 ヤマシタコーポレーションとの委託契約に基づく消毒方法とする。
株式会社 サンネットワーク石川との委託契約に基づく消毒方法とする。
株式会社 メディペックとの委託契約に基づく消毒方法とする。
アビリティーズ・ケアネット株式会社との委託契約に基づく消毒方法とする。

(保管方法)

第八条

株式会社 日本ケアサプライとの委託契約に基づく保管方法とする。
株式会社 ヤマシタコーポレーションとの委託契約に基づく保管方法とする。
株式会社 サンネットワーク石川との委託契約に基づく保管方法とする。
株式会社 メディペックとの委託契約に基づく保管方法とする。
アビリティーズ・ケアネット株式会社との委託契約に基づく保管方法とする。

(取り扱う種目)

第九条 指定福祉用具貸与の取り扱う種目は、次のとおりとする。

車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、
体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助杖、痴呆症老人徘徊感知機器、
移動用リフト（つり具の部分を除く）、自動排泄処理装置

(利用料等)

- 第十条 指定福祉用具貸与の利用料等は、次のとおりとする。
- 一 利用料 指定福祉用具貸与を提供した場合の利用料の額は、仁愛ケアサービスが定めるレンタル価格表に基づいたものとし、当該指定福祉用具貸与が介護保険適用であるときは、その1割または2割または3割の額とする。
(※厚生大臣が定める基準(＝介護報酬告示)は、事業所の見やすい場所に掲示すること)
 - 二 その他の費用
福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用も、その実費を徴収する。
窓からの搬入については、1,000円

(通常の事業の実施地域)

- 第十一条 通常の事業の実施地域は、福井県嶺北部の全市町村の区域とする。

(苦情を処理するための措置の概要)

- 第十二条 苦情があった場合はただちにサービス提供者責任者が相手方に連絡を取り、直接行くなどして詳しい事情を聞くとともに、必要に応じて検討会議を行い、必ず翌日までに具体的な対応をする。また、記録を台帳に保管し、再発を防ぐために役立てる。

(その他運営に関する重要事項)

- 第十三条 その他運営に関する重要事項は次のとおりとする。
- 一 福祉用具貸与事業所は、専門相談員等の質的向上を図るための研修の機会を、採用時研修(採用後1ヶ月以内)、継続研修(年4回)と設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - 二 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
 - 三 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 四 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は株式会社 ヤマシタコーポレーション及び株式会社 日本ケアサプライ・株式会社 サンネットワーク石川・株式会社 メディパック・アビリティーズ・ケアネット株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(事故発生時の対応)

- 第十四条 福祉用具貸与事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行い必要な措置を行うものとする。

- 二 事業所は、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行い又、損害賠償責任保険に加入する。

附 則

この規定は、平成12年4月1日から施行する。

この規定は、平成16年9月2日から施行する。

この規定は、平成16年11月5日から施行する。

この規定は、平成20年9月2日から施行する。

この規定は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年2月1日から施行する。

この規程は、平成25年1月21日から施行する。

この規程は、平成30年5月1日から施行する。

この規程は、令和2年7月1日から施行する。